

議案第二十三号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例付則第三項の規定は、令和

三年二月十三日以後の勤務について適用する。

（説明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二十五号）の施行による新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の廃止に伴い、防疫等業務手当の特例に係る新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、本案を提出いたします。